

救急救命処置の追加、除外等に関する提案の評価と振り分けについて

一般財団法人日本救急医療財団
救急救命処置検討委員会

新しい処置の追加、既存の処置の除外・見直しに関して受け付けた提案について、下記のとおり評価し、評価結果に基づいて3つのカテゴリーに振り分けることを予定しています。振り分けの結果は、厚生労働省に報告いたします。

記

1 評価

評価は、登録された情報等に基づいて行います。評価に必要な情報が登録されていない場合や不明な点がある場合、資料の不足等がある場合などには、提案者に対して、追加の調査や登録情報の加筆修正、資料の追加などを依頼します。原則として、本委員会が提案者に代わって調査等を行うことは予定していません。

2 振り分け

提案者より登録された ①処置の対象と方法、②効果（利点）、③実施頻度、④難易度、⑤侵襲度、⑥危険度、⑦必要な講習、⑧現場滞在時間への影響、⑨医師による指示の内容、⑩経費、⑪国内における医師以外の実施状況、⑫諸外国の状況 のそれぞれの項目について科学的根拠等に基づき客観的に評価し、その結果を総合的に判断し、次の基準により3つのカテゴリーに振り分けます。

○振り分け基準

カテゴリーI

新たな研究や厚生労働省の検討会等による審議を追加しなくても救急救命処置として追加、除外、見直すことが望ましいと判断される処置

カテゴリーII

救急救命処置として追加、除外、見直すためには、厚生労働科学研究班等による研究の追加もしくは厚生労働省の検討会等による審議によるさらなる検討が必要と判断される処置

カテゴリーIII

救急救命処置として追加、除外、見直すことが現時点では適当ではないと判断される処置

3 評価の順番、要する期間

提案の内容によって評価に要する期間は異なり、中には長期間を要する場合もあると想定されます。そのため、振り分け結果の厚生労働省への報告は、受け付け順とは異なる場合があります。

また、本委員会から報告を受けた厚生労働省側での行政判断や手続きにも一定の期間を要すると見込まれ、救急救命処置に変更が加えられるとしても、提案の受付から数年単位の期間を要することも想定されます。なお、近年の新しい救急救命処置の検討においては、次のような期間を要しています。

- ・「乳酸リングル液を用いた静脈路確保及び輸液」・・およそ5年
(政府への特区提案から、救急救命処置として位置付けられるまで)

4 利益相反の管理

本委員会の委員が、提案の提案者（代表者）や推薦団体の代表者である場合には、その委員は、当該提案についての評価や振り分けのための審議からは除外されます。

5 その他

評価の手順や振り分け基準等は、今後見直す場合があります。